

電子レセプト（診療報酬明細書）点検業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 電子レセプト（診療報酬明細書）点検業務委託

2 業務の目的

千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のサーバーと接続してある画像点検用パソコン（以下「パソコン」という。）を使って、電子化された診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）による点検業務を行うことで診療報酬の適正化を図ることを目的とする。

3 委託場所（実施場所）

市川市 保健部国民健康保険課 指定場所

4 委託期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日

5 業務内容

受託者は、診療報酬点数表（以下「点数表」という。）及び使用薬剤の購入価格（以下「薬価基準」という。）に基づき、業務目的に記載した点検業務のうち、単月点検及び縦覧点検業務を行い、不一致又は疑義が生じたレセプトについてパソコンの入力画面において、登録、写しの打ち出しを行うものとする。

なお、点検に使用するパソコンは11台で、パソコン等関連機器のスペックは別紙の通りとする。

(1) 業務実施時期と対象診療月

実施月	単月点検	縦覧点検
令和6年 6月	令和5年 3月診療分	令和6年2月～令和6年4月診療分
7月	4月 "	
8月	5月 "	
9月	6月 "	
10月	7月 "	令和6年5月～令和6年7月診療分
11月	8月 "	
12月	9月 "	
令和7年 1月	10月 "	令和6年8月～令和6年10月診療分
2月	11月 "	
3月	12月 "	
合計	10ヶ月	

注：医療保険制度改正等により、点検の日程が変更される場合がある。

(2) レセプトの送付と受領について

委託者は、点検を実施するレセプトの件数を毎月中旬に送付書により通知するものとする。

受託者は、委託者からレセプトを受領した時は、受領書を委託者に提出するものとする。

受託者は、委託者からレセプトを受領した時から15日(土日祝日を除いた平日の業務日)以内に、納品書により納品するものとする。

なお、限られた期日までに審査機関(国保連合会)に再審査請求を行うため、点検期間については必ず厳守すること。

(3) 単月点検業務

受託者は、医科(訪問看護を含む)・歯科及び調剤の各レセプトの全件を画面上にて点数表及び薬価基準等に基づいた点検を行い、次のいずれかに該当するものを抽出し、再審査申出理由を登録するものとする。

＜医科(訪問看護を含む)・歯科・調剤＞単月点検

- ① 初診年月日と初診料の不一致
- ② 本月診療日数と初診・再診回数との不一致
- ③ 初診料・再診料の乳幼児加算の算定誤り
- ④ 再診料の外来管理加算の算定誤り
- ⑤ 傷病名と特定疾患療養指導料との不一致
- ⑥ 特定疾患療養指導料が初診日・退院日から1ヶ月を超えて算定してあるかの確認
- ⑦ 傷病名と薬剤の不一致
- ⑧ 療養担当規則により投与期間に上限を設けている医薬品についての投与期間の確認
- ⑨ 投薬点数の算定誤り
- ⑩ 注射料の算定誤り
- ⑪ 処置、手術、検査料の固定点数の誤り
- ⑫ 画像診断料等の算定誤り
- ⑬ 診療行為等の集計漏れまたは集計誤り
- ⑭ 入院基本料の算定誤り
- ⑮ 入院調剤料の入院日数を超えての算定、外泊期間の算定確認
- ⑯ 歯冠修復及び欠損補綴の算定誤り

また、医療保険と介護保険の給付調整を行うため、受託者は委託者から提示された医療給付情報突合リストをもとにレセプトとの突合を行い、請求誤りのあるものについては、過誤申出理由を登録するものとする。

受託者は、次の業務を行い、レセプトの写しを委託者に提出するものとする。

- 1) 第三者行為該当と思われるものの抽出。
- 2) 重複請求が判明した場合。
- 3) 介護給付との突合で請求誤りが判明した場合。

なお、続紙がある場合は、左上1ヶ所をホッチキスで留めるものとする。

令和5年度の月平均件数は、入院 1, 281件、外来73, 992件、
調剤42, 320件である。

[令和5年度の単月点検件数]

(1回当たり件数) (回数) (点検件数)
(平均1ヶ月分) 117, 593件 × 10回 = 1, 175, 930件

(4) 縦覧点検業務

受託者は、単月点検済3ヶ月分のレセプトをパソコンにより検索、請求誤り等のあるレセプトを抽出し、再審査申出理由を登録するものとする。

なお、同一患者による、同一病名の重複多受診者の抽出、点検内容は単月点検と同様全件とする。

令和5年度平均件数は、単月点検時の3ヶ月分。

[令和5年度の縦覧点検件数]

(1回当たりの件数) (回数) (点検件数)
(3ヶ月分) 350, 882件 × 3回 = 1, 052, 646件

6 業務履行上の留意事項

- (1) 点検業務の特殊性を十分認識し、業務を遂行すること。
- (2) 従事する者は、点検業務に精通している者とし、診療報酬請求事務に従事していない者とする。
- (3) この業務実施にあたり業務責任者を定め、その作業を指揮監督させること。なお、パスワード、ユーザーIDは業務責任者が管理する。
- (4) 機器の使用に当たっては、貸与物であることを認識し、丁寧に取扱うこと。なお、機器の機種、数量は「別紙」のとおりとする。
- (5) 点検業務に要するインクカートリッジを除く消耗品、交通費その他の諸経費は、受託者が負担するものとする。

7 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除くものとする。

(2) 業務時間：午前9時から午後5時までとする。

但し、業務内容に応じ、実施日及び時間の変更が見込まれる時は、委託者にその都度、連絡を行うものとする。

8 添付資料

別紙1 保険者レセプト管理システムに係る使用電算機器一覧

別紙2 業務報告書

別紙3 業務実績

別紙4 業務完了報告書

別紙5 完了届

9 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。なお、提出した書類の内容に変更が生じる場合は、変更後の体制で業務に従事する前日までに、変更が生じた書類について再提出するものとする。

1) 実施体制、業務責任者名、業務従事者名等を記載した書面

(2) 報告書

受託者は、当該業務を完成させた成果として、次に掲げる報告書等を委託者に提出するものとする。

1) 業務報告書（別紙2）

当日の業務処理状況について、業務終了時に業務報告書にて委託者へ報告するものとする。

2) 業務実績（別紙3）・業務完了報告書（別紙4）

点検終了後、単月点検業務にあたっては毎月、縦覧点検業務にあたっては3ヶ月ごとに、単月点検業務とともに次に掲げる区分ごとに件数、点数及び減要因項目を取りまとめた実績を、業務終了後10日以内に完了報告書を受託者へ提出するものとする。ただし、3月分については3月31日までに提出するものとする。

- ①診察料
- ②指導料
- ③在宅療養費
- ④投薬料
- ⑤注射料
- ⑥処置料
- ⑦手術料
- ⑧検査料
- ⑨画像診断料
- ⑩入院料その他
- ⑪歯冠修復及び欠損補綴
- ⑫訪問看護
- ⑬同一患者による、同一病名の重複多受診者の人数

3) 業務完了報告書（別紙4）

毎月の点検業務終了時に提出すること。

4) 完了届（別紙5）

業務完了後、委託期間終了日までに、委託者の指定した完了届（別紙5）を委託者へ提出するものとする。

10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務上で使用する個人情報の複製を作成してはならない。

- (6) 会計検査院による実地検査や県の事務指導が実施される場合、委託者からの要請に対し、速やかに対応できること。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

保険者レセプト管理システムに係る使用電算機器一覧

※但し、点検業務委託に関連する機器のみ

機種名		機種(型名)	数量
クライアント	PC	NEC MK34H/B-G (PC-MK34HBZDG)	11
	液晶ディスプレイ	NEC 19型SXGA液晶 (LCD-AS192M-C)	11
ネットワーク プリンター	プリンタ	NEC MultiWriter8500N	1
		(PR-L8450-03)	
	増設ホッパ	NEC 増設ホッパ(550)	1
		(PR-L8450-03)	
専用通信回線及 び専用通信機器	スイッチングハブ	NEC QX-S716EP	1
		(B020414-00712)	
	ファイアウォール	Juniper Networks SSG5	1

業務報告書

____年 ____月 ____日 ()

業務責任者氏名	点検数量	業務開始時刻	業務終了時刻

業務種類

単月点検

縦覧点検

入院
(医科・歯科)

業務従事者氏名	点検数量	業務開始時刻	業務終了時刻
計			

外来
(医科・歯科)

業務従事者氏名	点検数量	業務開始時刻	業務終了時刻
計			

調剤
(医科・歯科)

業務従事者氏名	点検数量	業務開始時刻	業務終了時刻
計			

業務実績

令和 年 月業務分

レセプト点検抽出内訳 医科・歯科
 高額・一般 (単月・縦覧)

チーフ

令和 年 月診療分

	件数	点数	減要因項目
①診察料			
②指導料			
③在宅療養費			
④投薬料			
⑤注射料			
⑥処置料			
⑦手術料			
⑧検査料			
⑨画像診断料			
⑩入院料・その他			
⑪歯冠修復・欠損補綴			
⑫訪問看護			
⑬同一患者による、同一病名の重複多受信者の人数			
突合			
合計			

点検総件数 _____ 件

業 務 完 了 報 告 書

市川市長

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

月分業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

電子レセプト(診療報酬明細書)点検業務委託

2. 施行(納入)場所

市川市 保健部国民健康保険課 指定場所

3. 委託金額

円

4. 点検処理件数

単月点検

令和

年

月診療分

入院

外来

調剤

件

件

件

縦覧点検

令和

年

月～令和

年

月診療分

入院

外来

調剤

件

件

件

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

電子レセプト(診療報酬明細書)点検業務委託

2. 施行(納入)場所

市川市 保健部国民健康保険課 指定場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 6 年 6 月 1 日 から
令和 7 年 3 月 31 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日